

2 秋田県職員寮について

事業名	秋田県職員寮運営委託契約
契約者名	財団法人秋田県職員互助会
契約額	14,592 千円
随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号 秋田県内において職員寮(賄い付きの公舎)の運営実績がある 2 者(互助会及び業者(A)から、平成 15 年度秋田県職員寮運営委託に係る見積書を徴収したところ、互助会の見積額が、他の業者(A)の見積額よりも著しく(約 55%)低い価額であった。 また、それ以降、業者(A)からは見積の提出を辞退している。 以上のことから、平成 17 年度については、互助会と単独随意契約としたものである。

秋田県職員寮運営委託契約は、平成 17 年度において、秋田県が設置する以下 3 つの職員寮(独身寮)の運営を財団法人秋田県職員互助会(以下、「互助会」という。)に委託するものである。

(表)平成 17 年度当初での職員寮の詳細

地区	寮名	住所	構造	収用人数	入居者数	入居率(%)
北秋田	朋遠寮	鷹巣町	RC3F	28	10	35.7
秋田	古四王寮	秋田市	RC4F	84	19	22.6
由利	いわぶち寮	本荘市	RC2F	15	6	40.0

平成 17 年度での消費税込みの契約金額は 14,592 千円で、業務実績による確定額は 13,650 千円であった。

消防法上、防火管理者を兼ねた住み込みの管理人を置く必要があり、個々の部屋に炊事場所がなく自炊に不向きなため、管理人及び調理人を配置したまかない付きの運営となっているとの説明を受けた。

そのため、これらの寮の運営委託は人件費がかさむものの、同条件では、他の民間事業者よりは安価だという理由で、長年にわたり互助会に特名随意契約により委託してきたものである。

しかし各寮の入居率は、2 割から 4 割程度であり、寮の活用度は十分とはいえない。

また平成 17 年度の契約金額 14,592 千円を 3 寮の入居者数合計の 35 人で割った、一人当たりの月額経費は約 35,000 円となり、入居職員から徴収する公舎料(約 5,000 円)を差引いた金額を算定すると約 30,000 円となり、一般職員に対する家

賃補助額上限の 27,000 円を上回る水準である。

意 見

秋田県は、県内 3 箇所の職員寮（独身寮）の運営を財団法人秋田県職員互助会に委託して、管理人及び調理人を置き、まかない付きの運営をしているが、各寮の入居率は、2 割から 4 割程度であり、寮の活用度は十分とはいえない。

今後の入居率の状況いかんでは、まかないや住み込みの管理人を置く必要性や、家賃補助制度の活用による寮の閉鎖について、検討すべきと考える。

これについて、北秋田地区の朋遠寮は平成 18 年 4 月末に閉鎖し、由利地区のいわぶち寮は平成 18 年度末を目処に閉鎖される見通しとの説明を受けたが、秋田地区の古四王寮についても、同様の視点から継続的に見直すべきであり、さらに寮の跡地等の有効活用についても検討すべきである。

3 財団法人地方自治情報センターとの取引について

事業名	地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託 軽油流通情報管理システムの運用業務委託 たばこ流通情報管理システム運用業務委託 利子割還付調整システムの運用業務委託 自動車税分配テープ作成業務委託
契約者名	財団法人地方自治情報センター
契約額	493 千円（地方消費税都道府県間清算システム） 5,825 千円（軽油流通情報管理システムの運用業務委託） 1,577 千円（たばこ流通情報管理システム運用業務委託） 387 千円（利子割還付調整システムの運用業務委託） 5,100 千円（自動車税分配テープ作成業務委託）
随意契約理由	全国都道府県の処理を行っている者が上記契約者のみであるため地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約する。

地方消費税都道府県間清算システムは、地方消費税を都道府県に分配する計算を行っている。

地方消費税に相当する額について、商業統計の小売年間販売額、サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額、国勢調査の人口及び事業所・企業統計の従業者数によって、道府県間において清算するための計算を行っている。

契約金額の 493 千円は、47 都道府県で均等割りした金額であり、全体で約 22,000 千円かかっていることになる。

地方消費税の按分計算に約 22,000 千円もかける計算ではないので、減額を要請されたい。

また、委託先の財団法人地方自治情報センターの収支決算書（平成 17 年度）によれば、他の情報処理を含めた情報処理事業収入 2,012,232 千円、情報処理事業費 1,622,607 千円であり、差引 389,625 千円の収入超過である。ここから管理費 279,845 千円の全額を差し引いたとしても 1 億円以上の収入超過であり、削減余地があると考ええる。

(表) 財団法人地方自治情報センターの収支計算書(平成 17 年度)より抜粋

(単位: 千円)

科 目	決算金額
事業収入	2,127,598
うち、情報処理事業収入 (A)	2,012,232
情報処理事業費 (B)	1,622,607
差 引 (A－B)	389,625
管理費	279,845

意 見

財団法人地方自治情報センターの収支決算書(平成 17 年度)によれば、他の情報処理を含めた情報処理事業収入 2,012,232 千円、情報処理事業費 1,622,607 千円であり、差引 389,625 千円の収入超過である。ここから管理費 279,845 千円の全額を差し引いたとしても 1 億円以上の収入超過であり、削減余地があると考ええる。

よって、地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託等の委託料の削減交渉をされたい。

4 自治体職員協力交流事業・海外技術研修員受入事業業務委託の諸経費について

事業名	自治体職員協力交流事業・海外技術研修員受入事業業務委託
契約者名	財団法人秋田県国際交流協会
契約額	1,917 千円（自治体職員協力交流事業業務委託） 13,548 千円（海外技術研修員受入事業業務委託）
随意契約理由	財団法人秋田県国際交流協会は、海外活動支援や啓蒙活動など、国際交流・国際協力を専門的に行っている団体であり、事業内容から考えて当事業を受託できる唯一の団体である。

自治体職員協力交流事業業務委託は、研修員等の航空券・滞在先の手配、研修の手配、日常生活の世話等をしているが、諸経費として契約額の 1%程度の 19 千円のみが委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団法人秋田県国際交流協会（以下、「財団」という。）の管理費に計上されている。

同様に、海外技術研修員受入事業業務委託は、諸経費として契約額の 0.5%程度の 77 千円のみが委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団の管理費に計上されている。

しかし、財団は、管理費に見合う収入がなく、結果として国際交流支援基金を 46,000 千円取崩して管理費 35,969 千円等に充当している。

国際交流支援基金は、「県民一人一人が国際社会の一員として、世界の人々と共に生き、学び、人道的立場からの海外支援活動や国際交流活動を一層促進する。」ことを目的として、平成 5 年度に 5 億円の基金を造成した。

その後、金利の低下により運用益が減少し、協会運営が極めて厳しくなったことから、平成 13 年 5 月に開催された理事会において取崩が了承され、平成 14 年度より毎年度取崩されている。

平成 14 年度においては、事業費に対して、基金を 31,000 千円取崩して充てている。

その後、支出に対して収入が少ないことから、管理費にも充当されている。

(表) 財団法人秋田県国際交流協会 一般会計の決算推移

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入（基金取崩を除く）	85,294	66,333	63,946	39,787
基金取崩	31,000	50,000	38,000	46,000
当期収入計	116,294	116,333	101,946	85,787
当期支出計	116,149	115,423	101,984	81,402
（うち、管理費）	35,936	36,442	35,478	35,969

監査結果

自治体職員協力交流事業業務委託及び海外技術研修員受入事業業務委託の、諸経費として契約額の 0.5%～1%程度が委託費として支払われているが、対応する人件費等は、財団法人秋田県国際交流協会の管理費に計上されている。

財団は、管理費に見合う収入がなく、結果として国際交流支援基金を 46,000 千円取崩して管理費 35,969 千円等に充当している。

国際交流支援基金は、国際交流支援事業に使用するのが本来であるが、協会運営が極めて厳しいことから管理費等に充当せざるを得ず、平成 14 年度より毎年度取崩されている。

こうした協会運営が厳しい状況の中で、少なくとも、委託業務に必要な事務費は、委託費でもって充当されるべきである。

5 高齢者相談総合センター運営事業委託の予算について

事業名	高齢者相談総合センター運営事業委託
契約者名	財団法人秋田県長寿社会振興財団
契約額	30,063 千円
随意契約理由	(平成 17 年度) 秋田県高齢者総合相談センター運営要綱による。 (平成 18 年度) 秋田県長寿社会振興財団は経験豊富な相談員を擁し、これらの相談に的確に対応できる県内唯一の団体であるため。

高齢者相談総合センター運営事業委託は、高齢者及びその家族等からの相談に対して、電話相談・面接相談等により応じることなどの事業委託である。

財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下、「財団」という。）は、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団が管理する建物に入居していることから、光熱水費・設備管理費等を負担金として、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団に支出している。

予算書では、福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等 1,195 千円（実際の支出額は 828 千円）と記載されているが、本来は、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。。

なお、当該展示コーナーの管理費・光熱水費等は、同じく財団に委託している「介護実習・普及センター運営事業委託」と按分している。

（表）高齢者相談総合センター運営事業委託の予算書

（単位：千円）

科目	金額	摘要
人件費	20,935	
報償費	2,108	
旅費	675	
需用費	1,982	
役務費	1,080	
設備費	50	
使用料及び賃借料	1,041	
負担金	1,195	・中央エリア、福祉機器・モデルルーム 展示コーナー管理費・光熱水費 1,080 ・その他 90
公課費	997	
合計	30,063	

監査結果

高齢者相談総合センター運営事業委託の予算書では、福祉機器・モデルルーム展示コーナー管理費・光熱水費等 1,195 千円（実際の支出額は 828 千円）と記載されているが、本来は、相談室及び福祉機器・モデルルーム展示コーナーの管理費・光熱水費等の名目で計上すべきである。

予算書に正確な負担金の名目で計上されたい。

6 ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託の実施状況について

事業名	ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託
契約者名	財団法人秋田県長寿社会振興財団
契約額	3,430 千円
随意契約理由	介護支援専門員に対しての研修事業は、県内で唯一、財団法人秋田県長寿社会振興財団が、介護支援専門員の経験年数に併せた研修として、実務研修、現任研修を実施している。 これらの実績を活かし、本事業では、特に地域のリーダー的な介護支援専門員の育成が目的であることから、本財団がもっている研修体制や講師陣についてのノウハウを効果的に活用して、介護支援専門員の系統的な研修体制の展開が、県内では唯一可能な団体であるため。

ケアマネジメントリーダー活動支援事業委託は、次の 3 つの事業からなる。

- ①秋田県介護支援専門員研修企画検討委員会の設置（年 4 回）
- ②秋田県ケアマネジメントリーダー養成研修事業の実施（2 日）
- ③ケアマネジメントリーダー等相談窓口設置事業の実施

このうち、③のケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。

委託事業の業務量を把握しておくことは当然であるし、それに基づいて、事業の効果測定や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべきである。

（表）ケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数

（財団法人秋田県長寿社会振興財団より聴取）

年 度	件 数
平成 14 年度	203 件
平成 15 年度	167 件
平成 16 年度	72 件
平成 17 年度	103 件

監査結果

ケアマネジメントリーダー等相談窓口の相談件数について、実績報告書に記載が無く、県は把握していなかった。

委託事業の業務量を把握しておくことは当然であるし、それに基づいて、事業の効果測定や次年度以降の委託金額の積算に反映させていくべきである。

7 障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）の収支決算について

事業名	障害者社会参加総合推進事業（視覚障害者関係）
契約者名	社団法人秋田県視覚障害者福祉協会
契約額	1,173 千円
随意契約理由	社団法人秋田県視覚障害者福祉協会は、県内唯一の視覚障害者団体であり、県内の各地区の視覚障害者団体や盲学校等関係機関とも密接な係わりを持っていることや養成にあたる指導者の確保も容易に行えることから視覚障害者の生活訓練等を委託するに当たり適当な委託先である。

障害者社会参加総合推進事業は、①盲青年社会生活教室開催事業、②盲婦人家庭生活訓練事業及び③中途失明者緊急生活訓練事業の 3 つからなり、それぞれ講習・相談等を行うものである。

障害者社会参加総合推進事業について、社団法人秋田県視覚障害者福祉協会（以下、「社団法人」という。）に対する随意契約理由は、妥当なものと判断する。

しかし、当該委託事業の収支決算書と社団法人の決算書が合っていない。

たとえば、盲婦人家庭生活訓練事業の収支決算書は、収入・支出とも 433,502 円であるが、社団法人の決算書では、事業費に予算と同額の 391,700 円を計上している。

この理由は、委託事業に係る他団体からの補助金 7,325 円及び参加者の負担金 34,477 円について、社団法人の会計に計上していないことによる。

参加者の負担金等を簿外で処理することは望ましくないため、社団法人の決算書に計上するように、指導されたい。